

## 新監査公表第6号

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成25年7月30日

新潟市監査委員	西	和	男
同	山	崎	夫
同	佐	藤	豊
同	渡	辺	美仁

### 平成24年度包括外部監査 「消防事業に関する事務の執行について」

#### 新潟市長が講じた措置

監査結果の概要	結果に対する措置
<p><b>指摘事項 No. 1</b> <b>IV 新潟市消防事業の詳細</b> <b>第2 歳出</b> <b>5. 非常備消防費（消防団の入件費以外）</b></p> <p>サンプルNo2 は消防団の施設用地として利用するために締結した土地賃貸借契約180 件について、まとめて経費執行伺書及び支出命令書が起票されたものである。</p> <p>この内、平成22 年9 月30 日に契約解除されているにもかかわらず、平成23 年度分の経費執行伺に含めて承認され、支払いが行われている契約が存在した。これは、経費執行伺に添付された消防団の施設用地に関する土地賃貸借契約一覧表について、作成者以外の者によるチェックが行われていなかったことに起因する。また、当該用地の利用状況を確認するための現場視察が定期的に行われていれば、かかる事態は早期に発見は可能であったと考えられる。</p> <p>従って、土地賃貸借契約一覧表の二重チェックを実施する必要がある。また、消防団の施設用地について、定期的に現場視察を行うことが望ましい。</p>	<p>誤払いの事実確認後、速やかに返納手続きを行い、処理を終了いたしました。</p> <p>今後は、契約事務の適正化を図るため、施設等の新設・撤去の際の事務手続き及び現地確認の再徹底を図り、消防局と消防署で共有する賃貸借事務データベースへ確実に反映させるため、入力データと契約書の二重チェックを行ってまいります。</p> <p>また、昨年度下半期に消防団装備、施設・用地点検の定期点検要領を定め、それに基づき全方面隊で統一した形での点検を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【措置済み】</b></p>

**指摘事項 No. 2**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第3 財産管理**

**5. 実施した検討手続及び検討の結果**

備品管理システムへの数量の登録方法が統一されていない。

例えば、消防用ホースを複数本まとめて購入した場合であっても、数量が「1」で入力されているため、備品管理システムでは実際に何本あるのかは判然としない。

(実際の数を入力するか全て単品ごとに登録するか等)

備品管理システムへの数量の登録については、すべて単品ごとに登録することに統一を図り、登録データと現物の照合が一致するようにいたしました。

今後も、適切な備品管理に努めてまいります。

**【措置済み】**

**指摘事項 No. 3**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第3 財産管理**

**5. 実施した検討手続及び検討の結果**

備品整理番号シールが貼付されていないものが発見された。

管理を有効なものとし、かつ、照合作業が容易となるよう、例外を除き固有番号を付した備品整理番号シールを貼付する必要がある。

備品管理システム導入時から登録情報が整理されていなかったことから、全署所において、備品管理システムの一斉登録・整理作業を実施し、平成25年3月に備品整理番号シールの貼付を完了いたしました。

今後も、適正な備品管理に努めてまいります。

**【措置済み】**

**指摘事項 No. 4**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第3 財産管理**

**5. 実施した検討手続及び検討の結果**

備品管理システムへの登録に先立ち備品類の全数たな卸しが実施されていないことから、システム登録された備品類の実在性、及び網羅性が確保されていない。備品類として登録すべき物品を整理し、これについて全数たな卸しを行うことが必要であり、システムへ登録する備品類の実在性及び網羅性を確保すべきと考える。

備品管理システム導入時から登録情報が整理されていなかったことから、全署所において、現物確認を実施し、平成25年2月に備品管理システムへの入力作業を完了いたしました。

今後も、適正な備品管理に努めてまいります。

**【措置済み】**

**指摘事項 No.. 5****IV 新潟市消防事業の詳細****第4 情報システム****4. ユーザーID 及びパスワードの管理**

ユーザーID が共有利用されており、データダウンロードの権限は全てのID に付与されていることから、情報漏洩のリスクが高いと言える。

ユーザーID を個人ごとに設定し、データダウンロード権限は業務上必要な担当者にのみ付与することが必要である。

ユーザーID の個人付与及びデータダウンロードの権限等について、平成26年度末までにシステム開発者と協議を行い対応してまいります。

**【検討中】****指摘事項 No.. 6****IV 新潟市消防事業の詳細****第4 情報システム****4. ユーザーID 及びパスワードの管理**

システムの設定やユーザーID の設定を行える管理者権限は「OA 管理者」ID にのみ付与されているが、当該ID は各課責任者により共有利用されており、パスワードの定期的な変更は行われていない。

システムの利用状況を把握し、必要最低限の者にのみ利用を許可する必要がある。また、パスワードは一定期間ごとに、また、共有する担当者に変更がある都度、変更する必要がある。

OA 管理者に付与されている ID パスワードは指令課・企画人事課の責任者が管理しており、各課において、OA 管理者に付与されている ID パスワードで作業が必要な場合のみ利用を許可しております。利用を許可した際は、作業が終了した後、システム運用管理を行う指令課の責任者において、速やかにパスワードの変更をすることにいたしました。また、新年度には職員の異動があるため、年度当初に必ずパスワードの変更を行い、管理を徹底してまいります。

**【措置済み】****指摘事項 No.. 7****IV 新潟市消防事業の詳細****第4 情報システム****4. ユーザーID 及びパスワードの管理**

消防情報システムへのアクセスは登録された利用端末からのみ可能であるが、過去の端末情報が登録されたままとなっている。

IT 推進課が行う端末の更新作業に併せて登録されている端末情報の見直しを行い、不要な端末情報は削除する等、登録端末の見直しが必要であると考える

指摘を受け、過去の端末情報を削除し、最新の情報を登録いたしました。

今後は、端末の更新時には、速やかに不要な端末情報を削除いたします。

**【措置済み】**

#### 意見 No.. 1

### III 新潟市の消防事業の概要

#### 5. 新潟市の消防力の現況

##### (1) 政令指定都市における主な消防力の基準比較

総務省消防庁が公表している「消防力の整備指針」による消防職員の基準数を20%超下回っており、その数が不足している可能性について、分析のうえ増員の要否を検討することが望まれる。

また、消防職員定数については、新潟市職員定数条例第2条第5号により、その数が定められており、条例定数に対する充足率は100%に近いが、上記のとおり、「消防力の整備指針」の基準数を20%超下回っていることから、条例定数の妥当性についても検討することが望まれる。

#### 意見 No.. 2

### III 新潟市の消防事業の概要

#### 5. 新潟市の消防力の現況

##### (3) 消防水利充足率

新潟市の消防水利の充足率は全国的にみて高いものであるが、消防力の向上のため、また消防庁が勧告する「消防に必要な最小限度の水利」を確保するため、更なる整備努力が望まれる。

#### 意見 No.. 3

### III 新潟市の消防事業の概要

#### 8. 中期計画

消防局総合計画のモニタリングの有効性を高めるため、施策の達成をはかる指標（KPI）の設定を徹底し、目標管理の実効を高めることが望まれる。

#### 意見 No.. 4

### III 新潟市の消防事業の概要

#### 8. 中期計画

消防局総合計画とその進捗に関する情報については、消防事業活動に対する市民の理解を深めるためにも、その要旨等の公表について検討することが望まれる。

国の基準では、20%超下回っていますが、現有人員を効果的に配置することで、現状では業務に支障はないと考えております。しかし、火災・救急需要の増加や消防を取り巻く環境の変化に応じ、条例定数と併せて適時対応してまいります。

【方針決定】

消火栓、防火水槽、防火井戸など、消防活動が円滑に行えるよう、今後も、整備を進めてまいります。

【方針決定】

消防局総合計画の策定にあたっては、指標の設定に努めてまいります。

【方針決定】

消防局総合計画は、内部目標のため、新・新潟市総合計画、消防局経営方針等をもって、消防事業活動に対する市民の理解を深めてまいります。

【方針決定】

**意見 No.. 5**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第2 歳出**

**3. 常備消防費（人件費以外）**

必要のない物品購入が行われ、支払いが行われるリスクに対応する内部統制として、月次推移分析等の大局的な視点での管理を行うことを検討することが望まれる。

債権者単位の月次推移分析は行っていませんが、物品購入に当たっては発注担当者と検収者を別々にし、更に予算担当者による月ごとの歳出執行管理を行うことで、複数の視点でチェックし、適切な管理を行ってまいります。

**【方針決定】**

**意見 No.. 6**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第2 歳出**

**3. 常備消防費（人件費以外）**

経費執行伺書の承認日欄に承認日が記載されておらず、適切に事前承認されていたことを立証できない状態となっていることから、承認者が承認日を記載する、もしくは日付入り印を使用し承認印を押印する等の対応が必要であると考える。

文書事務の再確認を行い、決裁終了後、日付の記載を徹底することで、決裁者の意思決定を明確にするようにいたしました。

**【措置済み】**

**意見 No.. 7**

**IV 新潟市消防事業の詳細**

**第2 歳出**

**4. 非常備消防費（消防団人件費）**

消防団員の実員数が正確に報告されないというリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものと考える。

現在は、各班長が所属団員の実在確認を行い、分団長が取りまとめ、管轄署に書類により報告しております。

今後は、消防団行事や訓練などの際の参加者名簿と団員名簿の照合を行い、活動している消防団員を確認し、正確な実員数の把握に努めてまいります。

**【方針決定】**

意見 No.. 8

IV 新潟市消防事業の詳細

第2 歳出

4. 非常備消防費（消防団人件費）

消防団員による出動回数が正確に報告されないリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものと考える。

現在は、分団長から提出された報告書により出動回数を算出しております。

今後は、消防団行事や訓練などの際には、消防職員が出欠確認を行い、より適正な執行に努めてまいります。

また、消防団の適正な運営については、引き続き、会議などの機会を捉え指導してまいります。

【方針決定】

意見 No.. 9

IV 新潟市消防事業の詳細

第2 歳出

4. 非常備消防費（消防団人件費）

消防団員個人に対する報酬及び出動手当が必ずしも消防団員個人に支給される仕組みとはなっていない点に内部統制上の脆弱性の基本的な原因があるものと考えられるため、支給方法に再考の余地があるものと考える。

年報酬及び各種出動に伴う費用弁償にあっては、個人支給を原則としていますが、分団運営の都合などから、必要経費を引き去る場合は、理由及び使途について事前説明を行い本人の了承を得ています。また、支給の際に支給額及び支給内訳について、本人の確認のうえ、支払明細書兼受領書に受領印を求めております。

今後も、それぞれの実状に配慮し、現状どおり、適切に取り扱ってまいります。

【方針決定】

意見 No.. 10

IV 新潟市消防事業の詳細

第3 財産管理

5. 実施した検討手続及び検討の結果

備品整理番号シールが貼付できない物品については、これに代わる様に、システムデータと照合可能な方法で、品名・所在場所等を登録することが望まれる。なお、防火衣については使用者が分かるような登録がなされており、これに準じた処理も一つの方法と考える。

現物確認を行い、品名・所在場所等を詳細に備品管理システムへ登録し、備品整理番号シールを貼付できないものも照合が可能なよう修正いたしました。

【措置済み】

意見 No. 11

IV 新潟市消防事業の詳細

第3 財産管理

5. 実施した検討手続及び検討の結果

泡消火薬剤については、備蓄量が上記管理帳票により定められているが、定期的ななたな卸し調査を実施していない。施錠等防犯対策もされているため、容易に持ち出すことはできないと考えられるが、一定期間ごとの調査は必要と考えられる。

訓練の際には放出できることを確認しているとのことであり、その薬液を戻す際に在庫を目視で調査し、調査結果を記録しておく等の管理の実施が望まれる。

訓練の際には、薬剤の在庫を目視で確認し、その結果を管理簿に記録して管理を徹底するようにいたしました。

【措置済み】

意見 No. 12

IV 新潟市消防事業の詳細

第4 情報システム

4. ユーザーID 及びパスワードの管理

消防指令管制システム導入時にA 社より予定使用期間における周辺機器の「部品交換計画表」の提示を受けているが、一部の装置について当該計画表に沿った部品交換が実施されていない。直ちにシステム稼動に影響を及ぼすとは考えにくいが、サーバ、コンピュータ系については障害発生時に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画表に沿った保守の実施の検討が望まれる。

平成 25 年度にサーバ、コンピュータ系の装置については更新を行い、その他の装置は重要度の高いものから、交換いたします。

今後は、部品交換計画表に沿うよう保守の実施に努めてまいります。

【方針決定】

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。